

第六回 国会 衆議院 地方行政委員會議録 第七号

昭和二十四年十一月十九日(土曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事 大泉 寛三君 理事 川本 末治君

理事 菅家 喜六君 理事 野村 專太郎君

理事 久保田 鶴松君 理事 藤田 義光君

理事 立花 敏男君

生田 和平君 河原伊三郎君

吉田 吉太郎君 龍野喜一郎君

大矢 省三君 門司 亮君

床次 徳二君 鈴木 幹雄君

出席政府委員

地方自治行政次官 小野 哲君

地方自治行政次長 遠山信一郎君

(地方自治行政) 総務局長 鈴木 俊一君

(地方自治行政) 総務局長 萩田 保君

(地方自治行政) 財政部長 萩田 保君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

十一月十八日

通商産業省及び運輸省の地方行政機関の整理に伴う臨時措置に関する法律案(内閣提出第四一號)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六號)

地方行政調査委員會議設置法案(内閣提出第三七號)

通商産業省及び運輸省の地方行政機

関の整理に伴う臨時措置に関する法律案(内閣提出第四一號)

の審査を本委員会に付託された。

第一類第三号 地方行政委員會議録第七号 昭和二十四年十一月十九日

関の整理に伴う臨時措置に関する法律案(内閣提出第四一號)

○中島委員長 これより會議を開きます。

日程の順序を変更いたしました。ま

ず昨十八日に本委員会に付託されま

した通商産業省及び運輸省の地方行政機

関の整理に伴う臨時措置に関する法律

案、内閣提出第四一號を議題として、

政府より提案理由の説明を聴取いたし

たいと思います。御異議ありません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 さらばさよう決しま

して、政府より提案理由の説明を願

います。遠山政府委員。

通商産業省及び運輸省の地方行政

機関の整理に伴う臨時措置に

関する法律案

通商産業省及び運輸省の地方

行政機関の整理に伴う臨時措

置に関する法律

通商産業省及び運輸省の臨時

物資需給調整法(昭和二十一年法律

第三十二號)の施行及びこれに伴う

事務で都道府県知事に委任されたも

のについては、主務大臣は、当該事

務に関する都道府県知事の管理又は

執行が法令の規定又はこれに基く主

務大臣の命令に違反するものがある

と認めるときは、これを取り消し、

又は停止することができ。

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 この法律は、昭和二十五年三月

三十一日限り、その効力を失う。

法の一部改正法律案を本国会に提案す

る予定であります。しかるところ臨時

物資需給調整法に基く指定生産資材の

割当及び生活必需品物資の配給の事務並

びに指定生産資材たるガソリン、タイ

ヤ、チューブ等の割当配給に関する事

務と密接不可分の関係にある道路運送

法関係の事務は、国の定める基本方針

に従つて処理せられることが、右の特

殊物資に関する公正な需給関係の確

立、ひいてはわが国現下の経済の健全

な再建のために、最も緊要であると存

ぜられるのであります。

本法は、以上の趣旨に基きまし

て、臨時物資需給調整法の施行及びこ

れに伴う事務に関する都道府県知事の

管理または執行につきまして、地方自

治法に基く主務大臣の一般的指揮監督

権のほかに、臨時的措置として特に主

務大臣の取消権及び停止権を規定する

こととしたのであります。なおこ

の臨時的措置は、その要請から考えま

しても、はたまた地方自治の本旨から

申しまして、これを長期にわたり認

むべきものではないのであります。か

ら、本法律の効力は、臨時物資需給調

整法との関係をも考慮いたしまして、

昭和二十五年三月三十一日限りにお

いて当然に消滅するものとしたので

あります。

以上本法律案の提案の理由及び内容

を簡単に御説明いたしましたのであり

ます。何とぞ慎重御審議の上、すみやか

に議決あらんことを御願いたします

す。

○中島委員長 本案に対する質疑は次

会に譲りたいと思つております。

まず地方配付税法の一部を改正する

法律案に対して質疑をいたしたいと思

いますが、大体各委員の御希望を一括

しまして質疑をいたしたいと思いま

す。今回の地方配付税の増額は九十億

円と承知しておりますが、この九十億

円をいかに処理するか。聞くところ

によりますれば、各種の問題がこれに包

含せられておるようであります。その

内容等はひろくわかつておることと思

いますが、詳しく説明していただき

たい。萩田政府委員。

○萩田政府委員 今回地方配付税が九

十億円増加しました。この増加いたし

ます理由は、先般の提案理由の説明

にあります通りであります。御承知の

ように配付税は補助金と違ひまして、

別にその九十億円につきまして、使途

ごとに内訳があるわけではございま

せん。ただ一般的に地方の財源が、本

年度当初予算でござりました五百七十

億円の配付税をもつていたしますと不

足いたしますので、そういうことを考

慮いたしまして、今回少いながらも九

十億円の増加がはかれておるのであ

ります。そういうことであります。か

らは、特定の費目に充てるといふよう

なことは考えておりません。ただ具

体的に、しからば当初予算以後どのよう

な経費がふえておるかということにな

りますと、さしあたり次のようなこと

が、

があげられるのであります。

第一に国の公務員に準じまして、地方の公務員に對し、石炭手当、寒冷地手当を支給する必要が起ります。これに對して十三億四千萬、次に恩給法の改正によりまして、地方の公務員に對する恩給の支出が増加いたします。この金が七億四千萬、第三に都道府県の共済組合につきましても、やはり長期給付の制度をとりましますので、このために六億円の増加、次に今回の補正予算におきまして地方の負担を伴います経費があるのでございまして、そのうち公共事業費関係によりまして、五十九億円の地方負担が伴います。それ以外の一般経費につきましても、大体十億程度の地方負担が伴います。

以上五つの項目を合計いたしましたし、約百億四千万というものが、具体的に現われております地方の経費の増加であります。もちろんこれ以外に一般的に地方の財源が不足しているわけでございますが、さしあたり具体的に掲げられるものは今申します通り百億四千万であります。それに対して公共事業費関係につきましては、これは全額地方債の増加によつてまかないたいと思ひまして、ただいま何ほど地方債を拡張するかにつきまして、検討中でありまします。従いましてそれを除きまして、約三、四十億円のものを一般財源として負担しなければならぬということになるわけでありまします。

大体以上が九十億円の配付税増加に伴います計数的な関係でございます。○中島委員長 何か御質疑がありますれば……。

○立花委員 そういたしますと、地方債のわくがきままして、自治庁の予

定されておるように、全額地方債でまかなうことができたならば、五十億円ばかり余る予定でございませうか。○萩田政府委員 つまり九十億円の配付税の中で、特定の費途を予想しておりませんものが、五十億円くらい残るわけでありまします。もちろん配付税でございませうから、特定の費途と申しましても、別にその費途に對しまして、補助金的に交付するのではないことは申すまでもありません。

○立花委員 部長の御説明になりました以外に、私どもが聞いておりましたのは、震災その他の貸付金の十八億円のばかりを九十億円の中から控除するといふことが、予算委員会の方ですか、何かの方で書類になつて出ておりますが、あるいは一昨年の年末に地方公務員に支給された二・八の越年資金と申しますか、生活補助金と申しますか、その貸付金を政府がこの際差引くのだといふことを聞いておりますが、その点に關して御説明願ひたいと思ひます。

○萩田政府委員 地方公務員の給与改善に對しまして、五十一億程度の政府貸付金を一昨行いたしましたことは、御承知の通りであります。それは昨年と今年と来年と三箇年間に、大体十七、八億円ずつ政府に返すことになつております。それで昨年度分につきましては所定通り返したわけでございますが、昨年やはり政府の追加予算のありました時に、地方である程度財源が余るから、本年、来年に返す分を繰上げ支給してもらいたいといふことがございまして、全額の五十一億円が昨年度の予算に計上されたのであります。しかし地方団体におきましては、

そのような余裕がございせんでしたので、やはり年度割通り、昨年度分の十八億円だけを返して済んだわけでありまします。従いまして国庫予算には、当初一応全然地方団体からの貸付金の返済金は載つていなかったものであります。ところが、今申しましたように、昨年度のように繰上げ支拂いをするものがございせんしたので、やはり本年度年度割の十八億円は、国庫に返す義務があるわけでありまします。それを今回の補正予算の際国庫の蔵入に載せたわけでありまします。それから地方団体が返すかどうかという問題であります。これはやはり契約がありまして、年度割ができておるのでありますから、当然返さなければならぬ問題と思ひます。何分にも地方団体の財政も困難でありますから、これを返還させるにつきましても、いろいろ方法を考へてやらねばならぬ点があると思ひまして、その点目下考案中であります。

○立花委員 念のためにお聞きしておきますが、そのほかにそういう形で差引かれるものはございませうか。○萩田政府委員 別にそのほかに特定の費目はございせん。○立花委員 そういたしますと、さうせん私が地方起債が全額実現できたとして、差引五十億円ばかり残るのかとお尋ねいたしましたところ、やはり残るのだという御返事があつたのであります。五十億円の中から十八億円引きますと、三十二億円くらいしか残らない勘定になるのでございませうが、さうでございませうか。

○萩田政府委員 今の国庫貸付金の十八億円は、国の予算では今度初めて上せたのであります。地方におきましては初めからわかつておりますので、おそらく大体の地方団体は予算に計上するところは計上しておりましたので、別に今回の配付税から差引くというやうな問題は起らないと思ひます。

○立花委員 しかし九十億から十八億引いたものしか、地方は実際にことしは使えないといふことは事実でございませう。○萩田政府委員 今申しましたように、十八億は地方団体にとりましては、今度起りました問題ではございませぬ。これは一般的な財源の不足の問題ですから、別に今回の地方財政の措置とは関係ございせん。○藤田委員 議事進行に關して……ただいま萩田財政部長から御説明のありました配付税九十億の件に關しまして、私は大蔵省当局の意見を聞きたいと思ひます。委員長においてぜひ大蔵省の政府委員、できれば大蔵大臣をひとつ次会に出席されるよう御手配願ひたい。

○中島委員長 次会に大蔵大臣の出席を要求します。○床次委員 もう一つ資料をお願いしたい。本年度配付税が非常に減額支給されました関係上、地方財政は非常に影響を受けておると思ひます。従つて各公共団体はよほどのむりをしておつたという状態があるんじゃないか。今度九十億の増額によつて、ある程度まで潤うことはまことにけっこうだと思ひますが、予定よりも本年度当初において少かつたことが、かなりの打撃を與えておると思ひますが、このむりをしておる状態、どういふふうにして地方はつじつまを合せたかといふことがおわかりにならなければ、大体のところでは

よろしゅうございませうが、お知れ願ひたい。○中島委員長 床次君の質問に對しましては、次会に答弁する所です。本法案に對する質疑は都合で次会に譲ります。それでは地方行政調査委員会設置法案について質疑に入ります。通告順によつてこれを許します。床次君。○床次委員 ただいま御提案になつております委員会設置法案を審議するにあたりまして、私はまず根本について二点ばかりお尋ねしたい。その後さらに個々の問題について伺つてみたいと思ひます。

この委員会設置なるものは、地方自治を拡充いたしまして、国政の民主化を推進せしむることを主眼として設置されるのであります。特にその重要性にかんがみまして、學術會議と並び、相當独立性を持つて非常に重視しておられる点が強調してあるのであります。まことにさうあるべきものと思つております。しかしながら私は政府が今回この提案をせられたにつきましては、十分に国政の民主化、民主的な政治のあり方を理解して、お出しになつておるかどうかといふことについて、疑いなきを得ないのであります。この点を特に伺ひたいのであります。なぜかやうなことを申し上げるかといふと、この委員会が持つておりますところの任務なるものは、わが国の民主化のため、地方自治の強化拡充のために、非常に重要なものでありまして、市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画の調査立案でありまして、同時にその調整に照応するところの国庫補助金等に関する制度

の改正といふことを含んでおるのであ

ります。これは單に地方自治団体の経
理のやりくりという問題でないのであ
りまして、國民にとつてまことに關係
の多いところの警察、教育、厚生、保
健といふような費用の負担全般に關係
を有するものでありまして、この問題
は私は單なる事務的のものではないに
、當然これは立法事項に近いものである
と思ふ。簡單に申しますと、政府の機
関であります。總理府の機関として、
閣内閣及び内閣を経由して国会に勸
告せしむるようなものではないのであ
りまして、かかる重要な事項は、當然
国会を中心としていたしまして、国会の責
任において考へべきものである。われ
われ国会といたしましては、當然この
問題は国会の責任上、みづから中心に
なつて考へべきものであるといふふう
に考へておる。國家の政治の民主化と
いふものは、そこから出て来なければ
いけないじやないか。政府が考へて、
そうして国会に提案するといふことで
なしに、この事務たるや、本来国会が
當然考へべきことである。但し国会自
体では困難であるから、こういう委員
会を一つの補助的な立場でこしらへま
して、そうしてこの事務を調査研究し、
實現に移すといふことになつておると
思ふのであります。すなわち政府は今
日政府中心にものを考へておられるよ
うであります。政府にまず勸告を出
す、さらに政府を経由して国会に勸告
するといふことを、この規定の中にう
たつてあるのではありませんが、これは国
会の権限並びに国会の責任を輕視して
おられるのじやないか。この点につい
て政府はどういふお考へを持つておら
れるか、まず承りたいと存するのであ

ります。

○遠山政府委員 お答えいたします。
地方行政調査委員會議の重要性につき
ましての御意見につきましては、地方
自治の尊重の建前からいたしまして、
非常にこの改革に対する重要性を特段
に考へてくださることにつきまして
は、私どももいたしまして、まことに
敬意を表する次第であります。今回こ
の調査委員會議を内閣の機関としたし
まして、これを提案し、しかしてその
一つの職分としたしまして、内閣に勸
告し、さらにまた内閣を通じて議會に
勸告する。こういうことになつておる
のであります。現在の状況におきま
しては、こういう程度の會議とするこ
とが、最も穩當であらうといふふう
に考へまして、内閣の機関とした次第
でございます。

○床次委員 ただいまの御答弁、私は
満足いたさないものであります。もう
一つお尋ねして、それによつてはつき
りいたしたいと思ひます。この會議な
るものは、御説明によりまして、シャ
ウプ使節團の勸告に基いてできておる
と御説明になつておりますが、私は、
政府が今日御提案になりましたものは、
使節團が勸告いたしたものと違つ
ておると考へるのであります。すなわ
ち使節團の勸告しておりますのは、次
のようなものである。使節團が勸告い
たしますところのコミッションなるも
のは、この目的のために特別に創設せ
られ、かつ国会に対して勸告する権限
を持つところの、特別な國家的の委員
會の設置を考へておる。そういう委員
會を置くべきものである。これに対し
まして、政府のとりましたものは、
政府に屬し、しかも内閣及び内閣を経

由して国会に勸告する委員會議といふ
ふうに、政府は解しておるのでありま
して、この間に非常な差があるのであ
ります。政府がこの勸告案と違つたこ
とをここに特に考へられたといふこと
につきまして、お尋ねをいたしたいの
であります。

○鈴木(俊)政府委員 ただいまの床次
委員の御質疑の点は、根本の考へ方に
おいては十分拜聴いたすべき点であろ
うと思ひます。シャウプ勸告の訳文と
本文とは、これは少し言葉が違つてお
るような点がござりますが、アメリカ
流の國會の運営におきましては、これ
は政府が法律案を国会に提案するとい
うことは、全然ないわけでございます
から、そこでこのリコメンデーション
は、これを翻譯された人もどういふ意
味でそういふふうになされたかわかりま
せんが、内閣に対してこの委員會の結
果を勸告する。こういうふうに書いて
あるのであります。原文ではダイエツ
ト——国会に勸告する。こう書いてご
ざいます。いろいろ事情を推察いたし
てみますと、おそらくシャウプ氏はア
メリカ流に考へて、ダイエツトといふ
ことにしたので、これを翻譯した人
は、そういうようなことを考へて、あ
るいは内閣に対して勸告するといふふ
うにしたのではないかと考へるのであり
ますが、その辺は私もつまびらか
にいたしておらぬのであります。それ
で政府といたしましては、このシャウ
プ勸告は、シャウプ博士からマツカー
サーに対する勸告である。その精神を
政府としても十分くんで、今後の地方
行政の改革についても考へて行かうと
いうことで、実はこういうふうな關係
の法案を用意いたした次第でありまし

て、ここに法案の第三條の、内閣及び
内閣を経由して国会に勸告するといふ
点は、總理府に置かれまゝ機關でござ
いますから、そこでその機關が直接國
會に対して勸告するといふことは、政
府といふものと國會との關係から考へ
まして、適當でないといふことで、内
閣を経由して國會に勸告する。こうい
ふふうになしたのであります。これ
はむしろ現在のそういう制度と調子
を合せるということでありまして、精
神を、現状に合はして盛り込んだ次
第なのであります。

○床次委員 ただいまの御説明、一応
先ほど第一に申し上げましたような点
から申しますと、國會が十分こういふ
ことを中心に考へるべきだといふ建
前、私はそういうことを申し上げたの
であります。この点から申しまし
て、やはり國會に所屬するといふ方法
を主として考へるべきではないか。特
に勸告案自体が、やはりダイエツトに
對して勸告するといふことになつてお
りますのは、私はそういう趣旨だと思
う。最初に御質問申し上げましたの
は、その疑念を持ちましたものですか
ら、私も実はほんとうに民主化を行
うといふためには、やはり國會自体から
振つて行くことがほんとうではないか
といふことを感じましたので、実は疑
問を持つたわけでありまして、本文の方
を讀みまして、やはり本文の方も、
ダイエツトに對して勸告するといふ形
になつておるのであります。つじつま
は合うのだと思つておるのであり
ます。ただ日本には、直接内閣に所屬
するような形のもの、過去において

あまり例がなかつたといふことはあり
得ると思ふ。そのために特殊の方途を
講ぜられることは適當である。そうい
うことが必要なこともあらうとは思
ひますが、頭からその趣旨が否認され
ておるといふことは、私は地方自治の
民主化といふ建前から参りまして、は
なはだ遺憾なことだと思ふ。特に私は
訳文の誤訳を一々取上げて、かれこれ
申し上げるわけではございませんが、し
かしこれは非常な大きな問題である
と思ひます。この翻譯をずつと見て参
りますと、内閣に勸告するといふこと
と、國會に勸告するといふこととは、非
常に大きな問題であります。しかもこ
こに、國の委員會によつて行なはばな
らぬとありますが、國の委員會——
ナショナル・コミッションといふ程度
なんです。日本語で見ますと、非常
にこれは強くその点が響くのでありま
すが、原文そのものは、それほど
ものじやない。要するにこの字句を、
國會に對して勸告することの權限を持
つところの、特別な國家的な委員會に
よつて行なはばならぬといふふう
にお讀みになりますと、今回御提案にな
りましたような法案には、その簡單に
はなり得ない。多少距離があるのじや
ないかと思ふ。私たちは今後地方自治
の健全な發展、また日本の民主政治の
發展といふ立場から見ますと、でき
得る限り勸告案の精神を受けたような
形でもつて、これを取扱つて行つたら
どうか。私自身、どういふ形になるべ
きかといふことにつきましては、まだ
十分に研究しておりませんが、ここに
相當の疑問を持つておるのでありまし
て、この点御當局におかれまして、
よくお考へをいただきたい。かように

私は考えておるのであります。

その他の問題につきましては、なおいろいろの問題があるのであります。これはこの次に譲らしていただきたいと思います。

○鈴木(俊)政府委員 ただいまさらに御意見の表明がございましたので、重ねまして一応意見を申し上げておきたいと存じます。今の勧告の点では、先ほど申し上げましたような趣旨に、国会に対する勧告という点では、そういうようなことになっておりますが、この委員会の構成を考えますと、原文と対照して読んで見ますと、これは知事会、市長会、町村長会が任命するそれの三人の委員と、それから総理大臣が任命する二人の委員、こういうふうになっておるのであります。これは、もし国会において設置される委員でありますならば、こういうような形にはならないであろうと思うのであります。やはりこういう委員会の構成から、勧告の趣旨を判断いたしますと、原案というものは一応政府がつくつて——政府と言いますか、ナショナル・コミッションという一つの委員会がつくつて、それを国会に勧告して、国会はまた国会のお立場として、独自の立場からこれを縦横に検討する。こういうような構成を考えた方が、この趣旨ではないだろうか、こう考えたのであります。その趣旨でこういうような法案を考えた次第でございます。

○床次委員 ただいまの御答弁の趣旨は、よくわかつたのであります。ただいまのお話のような経過をとつて参りますと、今日の日本の状態、今日重大なる改正を行わんという矢先に

おきまして、かかる手続でもつてとつて参りましたならば、国会におきまして審議というものは、時間的に非常にずれるのであります。すみやかに実施するということに對しましては、かなり遅れて来るのではないかと、思ふのであります。実は私も今日地方自治法の改正案その他地方税の改正案、また配付税その他地方に關して非常な重大な問題を目前に控えておるのであります。この根本方針という

か、将来の基本となるべきところの委員会のあり方というものが早くきまらなければ、またこれがどん／＼必要な資料を提供し、どん／＼動いて来ませんと、国会としてのほんとうの働きがでにくいように思ふのであります。その点なるべく途中を経過するといふか、途中の時間が少くなつて、国会の方に早くそういう意見を致達するといふことが望ましい。これをすぐ政府の方でお出しになれば、できるだけ国会において審議するといふこともできるのであります。往々にしてこれが單なる法律案という名前で、国会に出て来るようになります。実は国会の審議というものは十分に行えないのではない。その点は多少ほかのものとは意味を違へまして、国会が十分に審議をして、そして将来の根本原則をつくるようなふうにかような少し慎重な建前がとれるような取扱ひがほしい、これは私の希望であります。そういうふうな考え方を持っておりますから、御参考までに今申し上げておきたいと思ひます。

なお私は單なる誤植の問題を申し上げるわけではございませんが、この内閣と国会というものが違つたまになつて世間に出ておる。またそういう勧告書のもとに皆様方がこの會議の問題を論じられますと、私はある程度まで誤つた結論が出やすいということを恐れるのであります。適當なる時期にこれを御訂正になることをお願いする次第であります。

○中島委員長 立花君。

○立花委員 床次さんの意見に賛成なんですが、さらにそれをもつと具體的にこの法案の條章に従つてお尋ねしたいと思ふのであります。その前に、前の国会で審議いたしました自治委員会ですか、あれの場合に、私もやはりこういう委員の構成に關しまして意見を出しまして、地方の公務員の代表を入れるといふことを要望いたしました。現在聞くところによりますと、自治委員会の方にまだ欠員があるにかかわらず、われ／＼の希望なり、原則的には委員長も認めておられました点で、實現されていらないように思ふのでございますが、その点に關しましてまずお尋ねしたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 現在の地方自治委員会の構成でございますが、これは十二名の委員からなることに法律上なつておりますが、その中で全国の町村議會の代表者の選任が実は遅れておりまして、今月の九月に全国町村議會の議長会がようやく充足されたようになつております。近く關係の委員が推薦せられて参るであらうと存じておりますが、まだその推薦がないのでございます。一方、学識経験關係の委員が四人あるわけでございますが、そういう地方団体の代表者の委員が一名欠けていますので、学識経験者の委員を四人全部任命いたします

ことは、地方団体とそうでない方面との委員の構成の比率等につきまして、いろいろ問題があると思ひますので、ことさらにその方は任命しない。両方各一名ずつ欠員、こういう形になつてはどうかと思ひます。

○立花委員 どうもこの地方行政調査委員會の構成を見ましても、今ありますような自治委員會のようなものになつてしまふのじやないか。しかも今あります自治委員會が、前の地方財政委員會のような非常に官僚化されたといふか、非常に能率が上らないといふ組織になつてしまふのじやないかといふ氣持が多分にいたします。特に代表を、連合組織である都道府県知事の連合会、あるいは市長の連合会、町村長の連合会などから出しますと、非常にこれが形式化されまして、直接に市民あるいは住民と接觸しているものから出て来ないで、連合体の代表の推薦といふような形になりまして、生の民衆的な意見が反映して来ないと思ひます。特に少数意見などが反映して参る機会がこれでは決してございません。それで、どうしても最も官僚的な悪い面ばかり集めたような組織になつてしまふのじやないかといふ氣分が多分にいたします。特にこれだけではない、この行政連絡會議といふものをとおつくりになつておられますが、これなども地方の職員を三十名ばかり集めておつくりになるようですが、これもあまり大した役割を果せないのじやないか、次に専門調査員でございますが、これなどもむしろ蛇足じやないか、こういう政府自体がみずから行政整理をおやりになつて、機構の簡素化あるいは人員の減員をおやりになつてはどうか、

こういうむしろ能率の上らないものをおつくりになる必要はないのじやないか、おつくりになるのであれば、もつと今ある實際の地方自治団体あるいは自治団体の會議を利用されて、そこからそのまゝ現在生きて動いてゐる地方の意見なり、地方の行政のよしあしがよく反映できるような、しかもそれが全国的にまゝとつて、直接國會に反映できるような形をおとりになる方がいいのではないかと考えます。そういう点から、もう少しこの法案自体を根本的になお考え直したる必要があるのじやないかと考えますが、そういう本質的な問題でもう一度お考えを承りたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 地方行政調査委員會の委員の選出方法あるいはその運営等が、政府原案のままでは必ずしも民主的な、生きた、實情に即する運営が困難ではないかといふ趣旨のお尋ねのようでありまして、シャープ勧告の文章を読んで見ますと、これは相當根本的なものの考え方をしているようにあります。政府といたしましては、終戦後の地方自治制度の改革の重点は、中央からの各種の監督とか、許可、認可といったようなものを排除いたしまして、地方団体の運営の自主性を確立するといふことに重点を置いて、今日まで参つたわけでございまして、地方団体が処理する仕事の内容を豊富にし、ゆたかにするといふ点においては欠けておつたわけであります。そういう点をシャープ勧告がまさに突いておるわけでありまして、私も常におつくりになつて参つて来たのであります。そういう一つの大きな、固から地方への地方分権を断行す

があるのではないかと考えておられます。

○鈴木(俊)政府委員 地方行政調査委員会議の運営が官僚的になりはしないかということを非常に恐れておられるようでございますが、これは地方団体の代表者というような形ものが、五人の委員のうち三人加えてあるという

点は、組織自体シヤウブ勧告におきましてもそういうような結果にならないことを、初めから予想いたしまして、わざ／＼政府任命の二人に対して、地方団体関係の任命するものが三人というところで、地方分権というものが組織自体からも、そういうふうな結論づけられるであろうということを保障しておるといわれるのであります。もちろんシヤウブ勧告があつたからすぐその

ままかぶりついてやるといふ考え方はございません。私どももいたしましてはこの地方分権という点が今まで一番至らなかつた点でありまして、警察などにつきましてああいう形の地方分権が行われました以外においては、終戦後地方分権というものとは実質的には見るべきものがなかつたのでございますから、そういうような現実をも考えまして、組織のうち三人は地方団体の

連合組織の代表者が推薦するものということにいたしました。組織自体から地方分権ということが、いわば約束されておるといふうにも言えると思うのであります。住民の意思ということをしげ／＼仰せになりましたが、これは委員会の運営におきましては、どんなが委員におなりになるかわかりませんが、とにかく各種の参考的な意見を徴する方法を講じてございます。参考

人の出頭とかあるいは各種の行政機

関、地方団体あるいはその他の団体等からも、いろいろ記録の提出を求めるというようにも予定しております。これは単に広く特定の層、あるいは特定の部門の人の意見を聞くというだけではなく、もつと高い国家的な立場から、国の行政事務全体を行う立場から、再配分するという見地からこれは当つていただくべきであらうと存じまして、法の中にはそういうことが可能でありますような規定を設けておる次第であります。

○河原委員 一、二お伺いしたいと思ひます。先の地方自治法一部改正法律案の際の御答弁によりまして、地方議会の事務局はすでに設置されておる、これの法制化の必要は政府もよく認めておるが、財政の膨脹を避け国民負担の軽減を主眼としておる際、すでにできておるものの法制化すらその見地からきらい、こういうふうな方針を明示せられまして政府におきまして、こうした新規な機構を設けられるというところは、大きな矛盾でないかと思うのであります。この点に關する政府の御見解を伺いたいのが第一点。

いま一つはそれとは全然關連しない観点におきまして、この委員会の機構を見ますのに、専門調査委員が二十名ありまして、事務局長があり事務局が置かれておる。ところがこの法案によりまして伺いますと、総理府の職員が六名ばかり増員になることになつておりまして、事務局の職員は六名をもつてあつてはならないかと想像されるのであります。大きな期待をかけるこの調査委員会、そして専門委員が二十名もあるこの調査委員会におきまして、

わずかに六名の職員でもつてよく所期の目的を達し得るか。頭と手足とのつり合いが非常におかしいのではないか、かように考えるのであります。この点に對する御見解を伺いたひと思ひます。

○遠山政府委員 行政整理を行つておる際に、各方面に当然認むべきものを認めない際に、行政調査委員會議のごときものを設けるのは、少し矛盾じやないかという御意見でございますが、大體論としてはそういうことに存じますが、この行政調査委員會議のごときは、先ほどもいろいろ政府委員から御説明を申し上げた次第であります。地方自治の画期的な改革をいたしますことは、日本の民主化の發達のために焦眉の急に屬する国家的の実に大きな問題でございます。そこでこれが促進のために、どうしても一つの機關をつくらなければならぬわけでございますが、それがために行政調査委員會議をこの際設けることが、まず第一の急を要する問題だと存じます。ことにシャウプ勸告案におきまして、ただちに問題を取上げて実行せよ、こういうことの勸告になつておる次第でございます。政府におきましては、それはもつともである。この際地方自治の一大改革は当面の急と存じまして、この地方委員会に提案をいたした次第でございます。

なおこれに付随いたしますところの事務局でございますが、事務局六名というところになつております。これはまことに御説の通りでございます。六名ではまづ困る。ところが本年におきましては行政整理を思い切つていたしましたために、この際増員をする

ことは、諸般の事情からどうしても認めがたい、こういうのでやむを得ず今は六名ということにいたしました。二十五年度からは二十名ということに、大蔵當局とはすでに話合ひがつきましたのでございます。そういうわけでございます。来年度は二十名ということになつておる次第でございます。幸いに専門調査員が二十名ございますのと、いろいろ連絡關係に携わる者もございまして、これは開始早々不十分であります。とにかく事務局六名をもちまして、専門調査員その他と一致協力して、その趣旨に沿うべく努力したいと存じます。

○野村(專)委員 この地方行政調査委員會議設置法案中この委員会を構成する総理大臣が任命する五人の委員のうち三人を知事、市長、あるいは町村長、この連合組織体から推薦されて総理が任命して行くこととで、このねらいとしては私も納得が出来るのでありますが、東京のごとき特別区の場合、これは自治法によつて明らかに市制に準ずることが明定してあるわけですから、これは徴税法ですとか關連法規においては、これをばむ反對のような法規が現存しておつて、今二十三区を中心としてこの委員会にも諸願が出たり、いろいろ問題が起つておることは御承知の通りであります。特にこのシャウプ勸告によつて、地方公共自治団体の第一線である市町村を強化して行く。従来東京都においては特別区の行政、こういう問題を解決するために、いろいろ困難な交渉があつて、今日まで解決が得られなかつたのであります。今度はこの勸告案の線に沿つて、二十

三区が猛然として、この勸告の線に沿うべく盛んに請願、または運動が行われておりますが、そういう場合に關連組織体から出す場合には、むしろ自治法でまづつております。いわゆる市長ブロッコ、この組織体に入つて推薦を受くべきものであらうと考えております。この点はいかがでございますか。それから今日の機会に結論はむずかしいのですが、この勸告を機会にしまして、相互に矛盾する法律を現在のまま置いておくというところは、これは健全なる特別区の自治体の性格を、非常に不明瞭にするものである。この機会においてこそ、はつきり法文が示しておる方向に行かなければならぬ。こう思うので、この点に對して政府當局ではどういふふうに考えておられるか、この点を伺いたひと思ひるのであります。

○鈴木(俊)政府委員 特別区の關係の意見が、地方行政調査委員會議の委員を、全国の市長会が推薦をいたす際に、あわせてそれを取入れて推薦ができるようなことになるではないか、そうはできないか、こういう御趣旨のようでありまして、ただいま野村委員の仰せになりましたように、自治法の建前といたしましては、特別区を原則として市同様扱いというふうになつておるわけでありまして、このシャウプ勸告の趣旨といたしましては、もしも全国市長会の中に特別区が加入をしてもよろしいならば、これは當然にその意見が反映して、一人の委員が推薦せられて来ると思うのでございまして、現在加入をしようとする。また考へてみようという程度に、この特別区協議会と全国市長会との間で折衝中

のように聞いておりますけれども、もしそれが実現しますならば、當然包含せられることになると思ひますが、特別区がもしこれに加入できない状態におきまして、委員を推薦するという事態になりますと、そのことは實際問題としてちよつとむずかしいのではないかと、いふふに考える次第であります。但し委員會議としては、特別区が行うべき事務をどういふ事務にするかというところについては、やはり東京都の事務をどういふふうな事務にすべきかというところを相關連をしまして、当然にこれは組上によつて来る問題だと思ひます。

第二のおおねの特別区の取扱ひ、性格を今後どうするかというところは、従いまして当然これはこの委員会におきまして、いろいろ議論をせられることになるであらうと考へます。

○野村(專)委員 この法案が成立して、この委員會議ができましたと、都道府県の事業分置と町村の事業分置というものが、はつきりきまるわけでありまして、こういう点に對して、特別区の代表者が市長ブロッコの中に入つて、自治法もそうはつきりきまつておるのですから、その中からその代表者を出すべきであらうと思ひます。そこで初めてこの勸告にも沿うことが出来ます。そういう点に對して、今の御説明はまことに私は當を得ていない、よろしく政府當局はその間あつせんをされて、当然自治法に市制に準ずるといふことになつておりますから、この立場において、特別区もその市長会の中に入れて、代表者を送るべきである。かように考へておるわけではあります。

間があつたのですが、これだけの理想と希望に燃えておる会議の職員配置が六人というようなことは噴飯ものでして、こういう法案自体が非常におかしい。こういうことはどうかと思う。

○中島委員長 龍野君。これは、この法案に沿うように法案を出すべきである。他の行政整理とそれとはおのずから違つた性格、理想を持つて来ているのですから、そういうふうにはいたしません。これは理由づけの必要はない、かように思われます。そういう点から実際に動けるような法案を出すべきであらうと考えます。

同時に第二点に申し上げた、この際自治法あるいは関係法規及び二十三区側の要望に沿うて、政府としてはこれを取上げて、改正の意思、用意ありやいなや、この際つけ加えて伺つておきたい。

○鈴木(俊)政府委員 今の特別区を全国の市長の組織の中に入れるかどうかという点であります。ただいまの御意見は拜聴いたしました。やはりあくまでも全市長会と特別区協議会との間の、両団体の自主的な交渉を専らするべきであらうと存じますので、ただいまの御意見は十分拜聴いたしましたから、機会がありましたら連絡を申し上げますが、やはり両者の自主的な協定の結果にまつのが、適当であらうと考えるのであります。

それから特別区の性格をもつと明確にして、割り切れたようにするという点につきましては、この調査委員会議におきましては、事務配分に關連して、もちろん論議されると思ひますが、政府といたしましては十分研究をいたしまして、もしも事前において処置できるといふことがありましたらば、

それはそういうことができますように努力して参りたいと思ひます。

それから人員の点につきましては、御意見は十分拜聴いたしました。

○中島委員長 龍野君。

○龍野委員 私は地方行政調査委員會議設置法案についてお尋ねいたしますが、そのお尋ねをする前に、本法案と、先般の臨時国会において修正議決せられた地方自治庁設置法との關係について二、三お伺ひいたしたいと思います。この法案が法律としてでき

ますれば、これに抵触する面のあるものは、これがために廃止になるかどうか。すなわちたとえ地方自治庁設置法の中に、地方自治委員会というふうなものがありますが、それと、今度の地方行政調査委員會議との關係を御説明願ひたい。地方自治委員会の中にも幾多の使命がありますが、その中にもやはり国と地方自治との事務の配分の關係、あるいは自治団体相互間の事務の配分の關係も、やはりその使命の一つに含まれておると考えるのであります。今般の地方行政調査委員會議は、もつぱら調整の事務が主であるようにも考えられますが、その辺の關係をまずお伺ひいたしたい。

次に、先般の地方自治庁設置法のとくにも、いろいろ問題になつたのであります。あゝ、委員の数を今度の法案によりまして五人にしようとする。なるほどシャープな勧告案では、五人と限定したたうであります。が、しかしながらこれは日本の国情から考えまして、必ずしも五人に限定しなければならぬという必然的な理由は、なからうと私は存するのであります。何ゆゑに五人にいたしたか、そこをまずお尋ね

いたしたい。

次に専門調査員の性質の問題であります。これが身分、待遇はどうなつておるか、これは公務員であるかどうか。法案によりましては非常勤とするというふうに書いてあります。この性質についてまずお伺ひいたしたい。次にさらにお尋ねいたしたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 地方自治庁設置法によりまして地方自治委員會議と、本地方行政調査委員會議との關係についてのお尋ねでございますが、これは今お言葉の中にもありましたように、まずその性格から申しますと、地方行政調査委員會議の方は、いわゆる調査、審議のための機關でございます。國家行政組織法の第八條に基く一つの調査機關ということになるわけであります。但し通常の調査機關は非常勤の委員が時折集合せられて、意見を述べたものを審議の結果として、勧告するというのが建前でありまして、これは常勤の委員が慎重審議をいたしましたものを勧告する。従ひまして常時調査の仕事をするという意味におきまして、通常の調査機關とは違つたものであります。そういう常時活動の機關であるという点におきましては、地方自治委員會議とや異なる点があるものであります。一方地方自治委員會議の方は地方自治庁と相並ぶ機關であります。地方自治庁が所管をしております重要な事務につきまして、これを地方自治庁が總理に対して意見を具申する、あるいは執行するといふ場合におきましては、一定の事項は必ず地方自治委員會議にかけて、その議決を経なければならぬ。こういうことになつ

ておるわけであります。従ひまして、これは國家行政組織法の第三條のいわゆる行政機關としての常時執行いたしました行政機關に、並置されました一つの合議制の機關でありまして、その意味ではいわゆる調査機關でなくて、行政を執行するための一つの機關であります。そこでそのような調査機關が行政機關に並置せられておるといふ点が、根本的に違つた点だと思つてあります。しかしながらただいま御指摘にございましたように、仕事の内容自体につきましては、地方自治庁におきまして地方行政の關係の事務の配分というふうなもの、事務的にはいろいろ研究を、過去においてもいたしましたし、今日においてもいたしたつたあります。そういうような仕事と地方行政調査委員會議の仕事とは、非常に密接な關係が実体的にはあると思つてあります。ただ自治庁におきまして処理いたしておりますことは、かりにこの地方行政調査委員會議の勧告というものが、政府に対してなされた場合には、政府に対してなされた場合には、國會に提出するといふような場合に、おきましては、それをいわば最後の仕上げをするといふことを、いわゆる行政機關として、これは権限上当然に所管をするといふような形になると思ひます。要するに一方は調査機關であり、これはそれを実現化する際の行政機關、またそれを執行するための行政機關である。こういう点が両者の違ひの点ではないかと思つてあります。

それから何ゆゑに五人にしたかという点でございますが、委員の数の程度にするかといふことは、やはりそれ／＼の委員會の性質と、また與えられた働きとに應じて、これを考えるべきであらうと思つてあります。この地方行政調査委員會議につきましては、お話のようにシャープな勧告が五人になつておるといふことは、やはり最も重視をいたした点でございます。それからまたほんとうに連絡、議決の機關でありますといふと、人員をそう限定するといふ必要はないと思ひますが、先ほども申し上げましたように、常時勤務をいたしまして、案をつくる機關をいたしましては、あまりに多くの委員をもつて構成するといふことは、かえつて能率的にどうであらうかと考えるのであります。かようなことを勘案いたしました次第であります。それから専門調査員は常勤か非常勤かという点が、明確でないといふようなお尋ねでございましたが、これは非常勤とすることができると申します意味は、もちろん非常勤といふことを考へておりました、非常勤とすることもできる、こういう趣旨でございます。従ひまして専門調査員の中には、常時委員會の旨を受けて、仕事をやる者もあり得るわけであります。但し旨を受けて仕事をやるという点になりまして、必ずしも適任者を得られないといふようなことも考えられますので、特定の民間の団体とか調査機關におきましますような者が、その身分を兼ねつてこの仕事をやるという道も開かなくては、非常勤とすることができるといふふうにした次第であります。

○龍野委員 ただいま地方行政調査委員會議と地方自治委員會議との性格の相違を伺つたのであります。が、あの法案

だ與えられた働きとに應じて、これを考えるべきであらうと思つてあります。この地方行政調査委員會議につきましては、お話のようにシャープな勧告が五人になつておるといふことは、やはり最も重視をいたした点でございます。それからまたほんとうに連絡、議決の機關でありますといふと、人員をそう限定するといふ必要はないと思ひますが、先ほども申し上げましたように、常時勤務をいたしまして、案をつくる機關をいたしましては、あまりに多くの委員をもつて構成するといふことは、かえつて能率的にどうであらうかと考えるのであります。かようなことを勘案いたしました次第であります。それから専門調査員は常勤か非常勤かという点が、明確でないといふようなお尋ねでございましたが、これは非常勤とすることができると申します意味は、もちろん非常勤といふことを考へておりました、非常勤とすることもできる、こういう趣旨でございます。従ひまして専門調査員の中には、常時委員會の旨を受けて、仕事をやる者もあり得るわけであります。但し旨を受けて仕事をやるという点になりまして、必ずしも適任者を得られないといふようなことも考えられますので、特定の民間の団体とか調査機關におきましますような者が、その身分を兼ねつてこの仕事をやるという道も開かなくては、非常勤とすることができるといふふうにした次第であります。

○龍野委員 ただいま地方行政調査委員會議と地方自治委員會議との性格の相違を伺つたのであります。が、あの法案

事が油の乗つて参りました来年度とい
たしましては、一応政府としては事務
局二十人、専門調査員二十人というこ
とで、ともかく委託せられた使命を、
かつくでもやつて行けるという
考え方で、この提案をいたしたような
次第でございます。

○門司委員 大体各委員から私聞こ
うとするところも、お聞きになつてお
りますので、あまりお聞きするところ
も少いだらうと思ひます。この法律を
所管されるのは、一体どの大臣である
かといふことと申します。私がなぜそ
ういふことを聞くかと申しますと、今
鈴木さんがいろいろ御答弁になつてい
るので、あるいは木村大臣の所管かと
思ふのでありますが、内閣の総理府の
中には三人の大臣がおられまして、地
方自治体のことについて、いろいろ分
掌されておるようになってゐる。こと
に内閣の審議会の中に行政制度審議会
があつて、地方自治体に関係すること
を審議いたしておるようになつてゐる
を見ておるのであります。その例とい
ましては、港灣法の前提となるべき
港灣の開放についての審議は、ここで
されたように聞いております。これは
関係方面の意思が地方の自治体に港灣
管理を移譲するという意思がありまし
たので、運輸省の所管であるべき港灣
事業が、内閣の審議会に協議されてお
るというふうな事実を持つてゐる。そ
ういふふうな考へて参りますと、総理
府の中にいふものを置くといふこと
になつて参りますと、所管が一体た
れかわからぬやうになつてゐる。そ
うして先ほどからいろいろ問題になつ
ておりますやうな、この前審議いたしま
した例の自治委員会といふやうなも

の、さつき申しました内閣の調査審議
会のようなものがあつて、さらにこれ
が加つてゐる。そういたしますと一
体地方の行政のことを、どこが主管し
ておやりになるのか、その点を明確に
してもらひたい。この内容を見ますと、
ほとんど自治委員会の内容と同じよ
うなことでありまして、いずれも関連
しておりますし、この委員会の性格も
やはりここに書いてあります通り、一
切の税金のことにも関係を持つており
ますし、財政のことにも関係を持つて
おりますし、その他行政的の事務
の分配であるとか、あるいは説明書の
内容を見ますと、都道府県の境界の変
更に至るまでの、きわめて大きな権限
といひますか、規模のもとにこれが組
織されておるようにも見受けられる。

こうなつて参りますと、われ／＼はこ
の法案を審議する上に、一体主体が何
であるかといふことをまず先に考えさ
せられる。この法案の全体を見ます
と、先ほどから議論になつております
通り、わずかに委員を六人ばかりふや
まして、あと専門調査員は二十人以上が
非常勤でやれる。こういうことになつ
ておりますが、内容が小さなものにな
つて、規模だけはきわめて大きいので、
この行政審議会と自治委員会の議
の上にまたがるやうな、大きな規模を持
つやうな感じを受ける。この点の性格
をもう少しはつきりお示しをお願いいた
したいと思います。まず最初にそれだけお答
えをお願いしたいと思います。

○鈴木(俊)政府委員 内閣にありま
す行政制度審議会とこの地方行政調査委
員会との関係が不明確であるといふお
話であります。この行政制度審議会は
総理大臣に対する諮問答申機関とし

まして、閣議決定をもつてたしか設置
せられた機関でございます。いわば
総理に對して意見を述べる一つの事実
上の会合でありまして、法律上の根
拠は今のないわけでありまして、政府とい
たしましてこのやうな各種の審議会
が相当多数ございまして、今これを整
理する方針のもとに検討いたしてあり
ますから、早晩この点ははつきりして
参ると思ふのであります。

それから自治委員会との関係は、
先ほど来申し上げた通りでございます
が、この法案は地方自治に関係があり
ます問題といひまして、地方自治庁
の長官であります木村國務大臣が、こ
の国会に對する関係においては、第一
責任の大臣として所管をしておられる
わけでありまして、もちろん行政事務
の配分の結果といひまして、国の行
政機構に關しまして、あるいは影響
を持つて来るかもしれないが、そう
いふ意味におきましては行政管理局と
も関係があるわけでありまして、また総
理府に置かれる機関であるといふ点か
ら申しますと、結局におきましては総
理大臣にも関係があるといふことにな
るわけでございますが、直接的には地
方自治に最も関係があるところの法案
といひまして、地方自治庁長官が提
案の理由を御説明申し上げたやうな次
第であります。

○門司委員 所管だけは一応わかりま
したが、今の御答弁では中にあります
る例の総理大臣の諮問機関である行政
制度審議会に對しましては、そういう
ものは整理をする考へ方だといふやう
な考へであります。本國務大臣
はそういう御意思であるかどうかとい
ふことを、われ／＼はさらに聞かなけ

ればならないと考へるべきであります。
自治庁の方だけで整理をする考へが
ありまして、主管大臣であります本
多さんの方で、どういふふうにお考へ
になつておるか、われ／＼にはわから
ぬのであります。

さらにその次に聞いておきたいと思
ひますことは、そういう性格を持つ事
務との関係であります。これは鈴木
さんに聞いても少しむづかしいと思ひ
ますが、先ほどおちよつと申し上げ
しましたやうに、たとえば事件があり、
あるいは問題が起つて来る場合が、私
は將來いろいろな角度からあると思ひ
ますが、そのたびにこれはどの主管
に移して審議させるかといふやうなこ
とが、必然的に問題になつて来ると思
ふ。これは先ほど申しましたやうな行
政審議会法案の問題がかげられたとい
ふやうなことも、一つの例だと思ひま
すが、そういう場合にはつきりした区
分といふものが明確になつていません
と、往々にして両方の権力争ひのやう
なものが、必ずでやしないかといふ
ことであります。

それからもう一つお聞きしておきた
いと思ひますことは、これは臨時的な
ものであるといふことが、はつきり明
記されておるのでありますが、これは
どのくらいの見通しで臨時的といふ言
葉が使われておるかといふことであり
ます。先ほど申し上げた説明書の中
の内容の中に、行政区画の変更までも
さすといふことが書いてありますが、
こうなつて参りますと、これがなかな
か一年や二年で、そなたやすくま
りなつく仕事ではないと考へておる。そ
うなつて参りますと、この委員の任命
等ではあります。これが任命はなるほ

どできるのであります。やめるの
は、本人の意思でいつでもやめること
ができると思ひますが、内閣総理大臣
が両院の同意を得て、任命をする五人
の委員といふことになつておりますの
で、中の三人はおそらくその職を去り
ますならば、必然的に退職の道が開か
れておる。しかしあとの二人はどうい
う形になるか。内閣がかかるたびに
えられるかといふこと、この二つの点
をもう一度お聞かせ願ひたいと思ひま
す。

○鈴木(俊)政府委員 これは臨時に設
置するといふふうになつてございま
すが、最も能率的に仕事を運びました
らば、来年、さ來年の予算の上に予算
的には具現をする。また法律的にもさ
來年度、すなわち昭和二十六年の四
月から、その新しい制度に切りかえら
れるやうに努力すべきであらうと思
ふのであります。しかしながら何分
も国全体の行政機構を拾つて行く、地
方自治体の行政事務を拾つて行くとい
ふことになつて参りますと、それだけ
も非常に膨大なものでありまして、各
種の法令にすべて当たらなければなら
ませんし、また予算上生じております各
種の事務にも当たらねばならぬので、
なか／＼委員の勉強のされ方により
ましては、さ來年度の予算なり法律から
具現をして行くといふことは、なかな
か困難ではないか。あるいはその翌々
年にまで延びるというやうなことになる
かも知れないと思つておるのであり
ます。それから委員の関係であります
が、そのやうにいたしまして、大体一
年なり二年といふものが、任命後の活
動期間になるわけでございます。そ
の間にさらに特定の任期を設けて、一

年にするという事は適当でございませんで、やはりこれは委員が最初から終りまでこの仕事に没頭していただくといいつもりで、専任すべきであらうと存じます。それから地方公共団体関係のもの、その職におけるものがあるというのを、むしろ予想いたしておりました。常勤の仕事でございまして、これは現職にない専門家で、最も識見を有せられる適当な者を推薦されることを予想いたしておるわけです。従いましてこの者もやはり仕事が終わるまで、その地位にとどまっております。こういう考え方でござい

ます。

○門司委員 私の心配しておりますのは、ただいま鈴木部長の答弁と大臣の説明書との食い違ひの点であります。大臣の説明書の中に書いてある「たとえは府県市町村の規模の適正化」ということについても、研究を進めることになるであらうと予想せられるのであります。「こう書いてあります、その前にどう書いてあるか」というと、「この事務の配分の調整に関する計画の立案に伴つて、」こう書いてある。こうなつて参りますと明らかに自治法七條に基づく都道府県の境界の変更ということが、政府には考えられていないじやないか。この問題は非常に重要な問題であります、この委員会においてもし大臣の説明書にありますが、こ

ういふことがはつきり想定されておるとするならば、この委員会の性格というものは、もう少し大規模であり、ほんとうに真剣にやり得る態勢を整える必要が、この際あるのではないか。私は昨日、大臣の出席を求めていたのはこの点であつたのであります。都道

府県の境界というものは、シャウプの勧告案の中にも、必ずしも都道府県と書いてありませんが、自治体の形をかえなければならぬと書いてあることは事実であります。従つてこれに基く大臣の説明書のようにも見受けるのであります。そういうことを考えて参りますと、この規模ではおそろくやれないのではないかとこのうに考えておるのであります。六人くらいの事務員で、一体何が出来るかということでは、今日の自治体の、たとえば都道府県の廃合をいたそうとするならば、非常に大きな調査がまずできなければ、現在の段階において、都道府県の住民の納得の行く政策はなから出て来ない。ことに治山治水の關係から申しましても、災害防止の關係から申しましても、河川の關係等はわかり

ただけを見ましても、利根川の氾濫によつて最も被害を受ける千葉県ではこれは国庫河川であり、その上の栃木県、茨城県においては準河川であり、最後は市町村河川になつておる。こういうふうな場合に上流を多く受持つておる都道府県に、十分の財政的の余裕がある

つて、治山治水、あるいは河川砂防等に対して十分の施設ができれば、洪水を防止することは容易にでき得ると思ひますが、もし上流の府県で市町村河川を十分にやつて行けないというやうな事態がありますならば、たとい下流の方を受持つておる都道府県がこれの災害予防を、一生懸命やつても効果のないことである。そういう点を総合いたしまして、やはりある程度府県の総合的の一つの自主性を持つ形において、この際思い切つた運行を行う要

があるという事は、ただ災害一つ考えてもわかる。しかしその間の調査があり、その他食糧の需給の關係とか、交通の關係とか人情であるとか、風俗というものを、ずつと勘案して参りますと、必ず大規模のものを持たなければ、この大臣の説明書のようなことは、なか／＼困難であらうと思つてあります。それと同時に二年や三年で、そういう調査が簡単に片づいて、この委員会の使命が達成されるとは、毛頭考えられないので、はたしてこういうことをほんとうにおやりになる御意思であるかどうかということをも、もう一回お伺いしておきたいと思ふのであります。

○遠山政府委員 ただいまの御質問でございしますが、政府はこの小規模の組織で、御質問のありましたやうな大きな問題を処理できるのか、またそれをする決心か、こういう御質問でありましたが、先ほども申し上げたように、なるほど当初においては事務局はわずかに六人でございしますので、まことにその感はあるわけでございますが、明年度は二十人になるので、この二十人と常勤の五人のそれ／＼経験なり、知識なり、識見なりを持つた優秀な委員、そのほかに専門調査員二十人、また連絡に當る者、こういうやうなもの

を加えて、またそれ／＼關係方面の協力も仰いで、ぜひこの重要な大目的はどこまでも貫徹して行きたいといふかたい決意を持つておる次第でござい

ます。

な御指摘のやうな都道府県の廃合というやうな、大きな、しかも利害關係の深い問題につきましては、やはり事務の配分、財政の面、いろ／＼の点からだん／＼調査研究が進んで参りますと、その廃合の点まで行かなければならぬやうになるのではないかと予想しておるのであります。そういう点につきましても、この人員をもつて十分にやつて行きたい。ただ二箇年間内外という点につきましては、大体その程度でやつて行きたいと考えておつた次第であります。場合によりまして、多少その間に動きがあるのではないかと考える次第であります。

○門司委員 話を進めて参りましたので、さらに聞いておきたいと思ひますが、結論として、この委員会の持つ性格の最も重要な問題である事務の關係から、あるいはその他の關係から、市町村並びに都道府県の区域の変更を行うといふところまで、必然的に行くであらうといふことが、予想できるだらうと思ひますが、大臣の説明書にも書いてあると思はれるので、そういう御意思があるのかないのかということ

を、一応この機会にはつきり承つておきたいと思ふのであります。これはむしろ次官から御答弁が願えればけっこうであります。私は大臣から直接お聞きすることがいいと思ひましたので、大臣に御答弁をお願いしてもさしつかえないと思ふのであります。

日本は御承知のやうに、明治十八年に市町村制ができて、その後ほとんどかわつていないのであります。それ以前におきましては、多少都道府県の廃合が行われた事実はあるものであります。たとえば神奈川県のごときは御承知のやうに、足柄郡と神奈川郡とにわかれておりました。そして足柄郡の一部の現在の静岡県の駿東郡の一部が静岡県に入り、三多摩は東京府につけ

るといふことがあつたのであります。従来わが国には明治十八年以來都道府県の境界の変更がなかつたとは言えないのであります。現に歴史の上から見ましても、かつて田中内閣の時、内閣審議會で一応八つにわけようといふ意見を立てて、その理由の一つとしてあげられておりましたのを見ますと、中には鉄道の管区が八つであるとか、あるいは逓信の管区がどうなつておるとか、あるいは營林署の關係がどういふふうになつておるとか、いろいろ行政上の事務の關係がすでにわかれておるといふやうな議論から、日本を八つにわけたらどうかといふことが、かつて田中内閣の行政審議會であつたといふことを、われ／＼は記録で見ることができるのであります。今内閣でそういうことをお考えになつておるかどうかといふことを、この際明確にできましますならば、ひとつ御意見を承つておきたいと思ふのであります。

○遠山政府委員 都道府県ないしは市町村の廃合の点でございしますが、ただいま御意見のありましたやうに、いろいろこの問題につきましては、明治以來の経過と歴史があるわけでありま

す。今回シャウプ勧告案によりまして自治の確立を中心としたしまして、根本的に市町村及び都道府県、あるいは国の事務の配分、あるいは財政の建て直しといふやうな点が考究されるわけでありまして、国といたしましてはそういうやうな目的のために、まず第一にこれを取上げて検討する次第であります。研究の結果によりましては、都道府県ないし市町村の配置変更といふことも、当然起つて来る問題であり

ます。こういうふうに考えられます。
それで第一に地方行政調査委員会議なるものを設置いたして、そこで慎重審議研究する次第であります。

○中島委員長 委員長からお諮りしたいと思ひます。本案は日本の民主政治の上では非常に重要なものであります。この法案の性格その他私どもの研究の余地が大いにあります。この次にこの法案を審議する場合に、主管大臣木村国務大臣並びに行政管理庁の關係がありますので、本多国務大臣、それから内閣の機關として設立せられる關係がありますので増田官房長官、これらの人の御出席を求め、質疑を継続したいと思ひます。そういうことにして本日はこの法案に対する質疑はこの程度にいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議ないものと認めます。

次に昨日お諮りいたしました観光事業の特別委員会では、月曜日の午後一時から、連合審査会を開きたいと申し入れておりますので、二十一日は観光事業の特別委員会との連合審査会を開きますから、さよう御承知を願ひます。そういうわけで本委員会は二十一日は休みます。二十二日の午前十時から開会いたしまして、自治法の一部を改正する法律案に対しまして、質疑の残り分だけ継続して、なるべく当日をもつて討論に入りたいと思ひますので、さようお手を願ひたいと思ひます。

本日はこれで散会いたします。

午後零時四十三分散会

昭和二十四年十二月五日印刷

昭和二十四年十二月六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所